

○高山市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

平成 21 年 5 月 29 日

決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木造住宅に居住する者を対象として、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、耐震シェルターを設置する経費の一部に対し、予算の範囲内にて補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則(昭和 34 年高山市規則第 5 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(平 29. 8. 25 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のものに限る。))を含む。)のうち、在来軸組工法、伝統工法又は枠組み壁工法によるもので、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した市内の住宅をいう。

(2) 耐震シェルター 地震発生時に、居住している住宅の倒壊からシェルター内に存する人等の生命を守る装置で、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 構造上の安全性が、適切な構造計算で確認できるもの

イ 公的機関による実験によって評価を受けているもの

ウ その他安全性が確保できているものとして市長が認めたもの

(3) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成 13 年 11 月 1 日施行)に基づき、知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。

(平 29. 8. 25 ・ 一部改正)

(補助金交付対象事業及び補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、次条に掲げる木造住宅の 1 階部分において、耐震シェルターを 1 基設置する事業とする。

2 補助の対象となる経費は、耐震シェルターの設置に要する費用並びに接地面床補強工事が必要な場合における補強工事(除去を含む。))及び補強工事監理に要する費用とする。

(補助対象木造住宅)

第 4 条 補助の対象となる木造住宅は、次に定める要件のすべてに該当するものとする。

ただし、国、地方公共団体又は公の機関が所有する木造住宅を除く。

(1) 高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱(平成 18 年 3 月 31 日決裁)に基づく耐震改修工事を実施していない木造住宅

(2) この要綱に基づく耐震シェルターを設置していない木造住宅

(3) 木造住宅耐震診断(相談士による耐震診断に限る。)の結果、上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅

(4) 耐震シェルターを設置することについて、木造住宅の所有者が承諾していることを確認できる書類を提出できる木造住宅(補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。))と木造住宅の所有者が異なる場合又は申請者以外に共有者がいる場合に限る。)

(平 29. 8. 25 ・ 一部改正)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、第3条第2項に規定する費用の全額とする。ただし、その額が300,000円を超えるときは、300,000円とする。

(実施計画書及び実施承諾書)

第6条 申請者は、事業の実施前に耐震シェルター設置事業実施計画書(別記様式第1号)に、関係書類を添えて提出し、あらかじめ当該事業の実施の承諾を得なければならない。

2 市長は、前項による申請がこの要綱に適合していると認めた場合は、耐震シェルター設置事業実施承諾書(別記様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(実施計画の変更)

第7条 前条の規定により承諾を得た者(以下「補助事業者」という。)が当該事業の内容を変更しようとするときは、事業計画変更届(別記様式第3号)を市長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 市長は、前項の届を承認した場合は、事業計画変更承認通知書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(実施計画の中止)

第8条 補助事業者が、当該事業を中止するときは、事業中止届(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届を承認した場合は、事業中止承認通知書(別記様式第6号)を交付するものとする。

(完了報告及び補助金交付申請)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した時は、耐震シェルター設置事業完了報告書(別記様式第7号)及び耐震シェルター設置事業補助金交付申請書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による報告書及び申請書の提出があったときは、書類及び現地を検査しなければならない。

(交付決定通知)

第10条 市長は、前条第2項の規定による検査の結果、補助金の交付を適当と認めたときは、耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書(別記様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、耐震シェルター設置事業補助金交付請求書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、原則として、1回を限度として補助金の交付を受けることができるものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(事業実施後の維持管理)

第11条 この要綱により耐震シェルターを設置した者は、前条第1項の通知の日から起算して5年間は耐震シェルター部分の改造等を行わないものとする。ただし、木造住宅の維持管理に必要な改造で、市長と協議が整う場合は、この限りでない。

(事業実施後の居住)

第12条 この要綱により耐震シェルターを設置した者は、第10条第1項の通知の日から起算して5年以上居住するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(補助金の返還等)

第 13 条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

(補助事業者に対する助言)

第 14 条 市長は、補助事業者に対して、木造住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言をすることができる。

(調査に対する協力)

第 15 条 この要綱により耐震シェルターを設置しようとする者は、市長がこの要綱による補助金の執行等に関し必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成 21 年 5 月 29 日決裁)

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日決裁)

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日まで使用することができる。

附 則(平成 24 年 6 月 29 日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、その残存分に限り、修正して使用することができる。

附 則(平成 29 年 8 月 25 日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成 29 年度分以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則(令和 3 年 6 月 30 日決裁)

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 6 条関係)

(平 22. 9. 30・平 24. 6. 29・平 29. 8. 25・令 3. 6. 30・一部改正)